

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(麹町税務署長)

令和6年12月10日却下・棄却・控訴

判 決

原告	株式会社D
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	宮岡 孝之
同訴訟復代理人弁護士	長船 龍
被告	国
同代表者法務大臣	鈴木 馨祐
処分行政庁	麹町税務署長
	小巻 則仁
指定代理人	印南 真吾
同	小埜寺 信哉
同	檀原 健悟
同	秋山 真優美
同	廣川 勲平
	ほか

主 文

- 1 本件訴えのうち、麹町税務署長が原告に対し令和3年6月29日付けでした平成29年8月1日から平成30年7月31日までの事業年度の法人税の更正処分中所得金額4360万2483円を超え4361万5257円を超えない部分、納付すべき法人税額895万1900円を超え895万4900円を超えない部分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 麹町税務署長が原告に対し令和3年5月13日付けでした平成27年8月1日から平成28年7月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分を取り消す。
- 2 麹町税務署長が原告に対し令和3年6月29日付けでした次の各処分を取り消す。
 - (1) 平成27年8月1日から平成28年7月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1301万1699円、納付すべき法人税額155万7400円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
 - (2) 平成28年8月1日から平成29年7月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2272万7601円、納付すべき法人税額348万3700円を超える部分並び

に過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分

- (3) 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額4360万2483円、納付すべき法人税額895万1900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
- (4) 平成27年8月1日から平成28年7月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額155万8000円、納付すべき地方法人税額6万8500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
- (5) 平成28年8月1日から平成29年7月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額348万4000円、納付すべき地方法人税額15万3200円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
- (6) 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額895万4000円、納付すべき地方法人税額39万3900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
- (7) 平成27年8月1日から平成28年7月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額1976万3300円及び納付すべき地方消費税額532万7500円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分
- (8) 平成28年8月1日から平成29年7月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額2185万8500円及び納付すべき地方消費税額589万3400円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分
- (9) 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額789万1300円及び納付すべき地方消費税額212万9300円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

第2 事案の概要等

原告は、麴町税務署長（以下「処分行政庁」という。）から、①平成27年8月1日から平成28年7月31日までの事業年度（以下「平成28年7月期」といい、他の事業年度も同様に表記する。）において架空の仕入高を計上していたことを理由に平成28年7月期以後の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」という。）を受け、②平成28年7月期ないし平成30年7月期（以下「本件各事業年度」という。）において仕入高等の過大計上があったことなどを理由に、本件各事業年度の法人税及び平成27年8月1日から平成28年7月31日までの課税事業年度（以下「平成28年7月課税事業年度」といい、原告の他の課税事業年度も同様に表記する。）ないし平成30年7月課税事業年度（以下「本件各課税事業年度」という。）の地方法人税並びに平成27年8月1日から平成28年7月31日までの課税期間（以下「平成28年7月期課税期間」といい、原告の他の課税期間も同様に表記する。）ないし平成30年7月期課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各更正処分（以下「本件各更正処分」といい、特定のそれを表す場合には「平成28年7月課税事業年度地方法人税更正処分」などと表記する。）並びに各加算税賦課決定処分（平成29年7月期の法人税については過少申告加算税及び重加算税であり、その余は重加算税のみである。以下「本件各賦課決定処分」といい、特定の税目に伴うものを「平成28年7月期法人税賦課決定処分」などと表記する。）を受けた。

本件は、原告が、被告を相手に、本件青色申告承認取消処分、本件各更正処分のうち申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

(1) 法人税法

ア 法人税法 22 条 3 項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、①当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（1 号）、②上記①に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額（2 号）及び③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（3 号）とする旨規定している。

イ 法人税法 127 条 1 項柱書き及び同項 3 号は、同法 121 条 1 項の承認を受けた内国法人につき、その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる旨規定している。

(2) 消費税法

ア 消費税法 2 条 1 項 12 号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるものに限る。）をいう旨規定している。

イ 消費税法 30 条 1 項（平成 27 年 9 月 30 日以前に行った課税仕入れについては平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの、平成 27 年 10 月 1 日以降に行った課税仕入れについては平成 24 年法律第 68 号 3 条による改正前のもの。以下同じ。）は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨規定している（以下、同項の規定による控除を「仕入税額控除」という。）。

(3) 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号。ただし、平成 29 年 1 月 1 日前に法定申告期限が到来する国税については平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下、同改正の前後を通じて「通則法」という。）

ア 通則法 65 条 1 項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、当該納税者に対し、その更正に基づき納付すべき税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定し、同条 4 項 1 号（平成 29 年 1 月 1 日前に法定申告期限が到来する国税については、平成 28 年法律第 15 号による改正前の同項。以下、同改正の前後を通じて「通則法 65 条 4 項」という。）は、当該納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、当該納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、同条 1 項の規定を適用する旨規定している。

イ 通則法 68 条 1 項は、65 条 1 項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の

課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、特に断りのない限り証拠番号は枝番を含む。）

（1）当事者等

ア 原告は、平成10年7月●日に設立された、各種電子部品の製造及び販売等を目的とする株式会社であり、本件各事業年度における原告の代表取締役は、甲（以下「甲代表」という。）であった（甲1）。

原告は、平成10年9月1日から平成11年8月31日までの事業年度以降の事業年度について、法人税の青色申告の承認を受けていた（乙7）。

イ E株式会社（以下「E社」という。）は、昭和59年6月●日に設立された、電子機器及び電子部品の販売等を目的とする株式会社であり、原告の本件各事業年度におけるE社の代表取締役は、乙（以下「乙氏」又は「E社乙氏」という。）であった（乙8）。

ウ 有限会社F（以下「F社」という。）は、平成13年9月●日に設立された、遊戯機器、アミューズメントマシン等の娯楽関連機器の設計、開発及び製造等を目的とする特例有限会社であり、丙（以下「丙氏」又は「F社丙氏」という。）は平成20年12月26日にF社の取締役に就任し、平成27年1月1日に取締役を辞任後、平成30年12月1日に再度、取締役に就任した（乙16）。

エ G株式会社（以下「G社」という。）は、平成8年10月●日に設立された、コンピューター及び関連機器の製造、販売等を目的とする株式会社であり、丁（以下「丁氏」又は「G社丁氏」という。）は、原告の本件各事業年度におけるG社の取締役であった（乙17）。

（2）本件各事業年度におけるE社、F社及びG社に係る原告の経理処理について

原告は、E社、F社及びG社との取引に係る費用であるとして、以下のとおり、原告の本件各事業年度の総勘定元帳（以下「本件各元帳」といい、特定の事業年度の総勘定元帳を表記する場合にはその終期の属する年に応じて「平成28年元帳」などという。）に、「仕入高」、「試験研究費」及び「外注費」を計上した。

ア E社に係る仕入高及び試験研究費

原告は、本件各事業年度において、E社名で原告宛てに発行された請求書（乙18）及び領収証（乙19）に記載された金額（税抜額）を、別表1-1の「総勘定元帳」欄のとおり本件各元帳の仕入高勘定（乙20ないし22）に計上し（別紙1のA。以下、原告が上記のとおり計上したE社に係る仕入高を「本件E仕入高」という。）、別表1-2の「総勘定元帳」欄のとおり平成29年元帳の試験研究費勘定（乙23）に計上した（別紙1のB。以下、原告が上記のとおり計上したE社に係る試験研究費を「本件E試研費」といい、本件E仕入高と本件E試研費を併せて「本件E仕入高等」という。）。

原告が本件各事業年度に計上した本件E仕入高の合計額は、平成28年7月期が8620万5556円、平成29年7月期が1568万5000円、平成30年7月期が300

0万5800円（別表1－1の各事業年度の合計の「金額」欄）であり、平成29年7月に計上した本件E試研費の額は1495万円（別表1－2の「金額」欄）であった。

イ F社に係る試験研究費

原告は、平成28年7月期において、F社名で原告宛てに発行された請求書（乙24）及び領収証（乙25）に記載された金額（税抜額）3831万円を、別表1－3の「総勘定元帳」欄のとおり、平成28年元帳の試験研究費勘定（乙26）に計上した（別紙2。以下、原告が上記のとおり計上したF社に係る試験研究費を「本件F試研費」という。）。

ウ G社に係る仕入高及び外注費

原告は、本件各事業年度において、G社名で原告宛てに発行された請求明細書（乙27）に記載された金額（税抜額）を、別表1－4の「総勘定元帳」欄のとおり本件各元帳の仕入高勘定（乙20ないし22）に計上し（別紙3のA。以下、原告が上記のとおり計上したG社に係る仕入高を「本件G仕入高」という。）、別表1－5の「総勘定元帳」欄のとおり平成29年元帳及び平成30年元帳の外注費勘定（乙28及び29）に計上した（別紙3のB。以下、原告が上記のとおり計上したG社に係る外注費を「本件G外注費」と、本件G仕入高と本件G外注費を併せて「本件G仕入高等」といい、本件E仕入高等、本件F試研費及び本件G仕入高等を併せて「本件各仕入高等」という。）。

原告が本件各事業年度に計上した本件G仕入高は、平成28年7月期の合計額が2698万1000円、平成29年7月期の合計額が1931万0649円、平成30年7月期の合計額が2231万4300円（別表1－4の各事業年度の合計の「金額（税抜）」欄）であり、平成29年7月期及び平成30年7月期に計上した本件G外注費は、平成29年7月期の合計額が822万5000円、平成30年7月期の合計額が69万2000円（別表1－5の各事業年度の合計の「金額（税抜）」欄）であった。

（3）本件E試研費及び本件F試研費に係る契約書等について

ア 本件E試研費に係る契約書等について

平成28年3月3日付け開発委託基本契約書（甲41の1。以下「本件E開発契約書」という。）は、外形上、原告とE社が作成した体裁となっており、第2条（委託業務）において、原告がE社に対し、●●冶具一式（①冶具2台、②取扱説明書1部）の開発を委託する旨記載されている（なお、冶具とは、●●というスロットの島を制御する基板が正常に動作するか否かを検査するための器具である（乙30・問5の答。）。）。

イ 本件F試研費に係る契約書について

平成25年11月22日付け開発委託基本契約書（乙32。以下「本件F開発契約書」という。）は、外形上、原告とF社が作成した体裁となっており、第2条（委託業務）において、原告がF社に対し、「①画像基板関連の製品開発（●●の搭載）」及び「②画像基板（●●の搭載）のFCT検査用基板及び検査用ソフト一式の開発」を委託する旨記載されている。

（4）本件G仕入高等について

ア 本件各事業年度において、外形上、G社が原告宛てに発行した体裁となっている各請求明細書があるところ（乙27。別紙3の「③請求書等発行」）、その「商品コード／商品名」欄のいずれにも「●●ジャンクション基板 動作検査代」ないし「●●検査」と記載されている。

イ G社は、G社名義のH信用金庫藤野支店普通預金口座（乙33記載のもの。以下「本件G口座」という。）において、別表2の「G社」の「H信金／藤野」の各欄のとおり、原告から入金を受け、Iの屋号で活動する戊（以下「戊氏」又は「I戊氏」という。）へ送金している。

また、G社は、平成29年9月29日、G社名義のJ信用組合●●支店普通預金口座（乙34記載のもの。以下、本件G口座と併せて「本件G口座等」という。）から、別表2の「G社」の「J信組」欄のとおり、戊氏へ送金している。

ウ 戊氏は、I戊名義のK銀行大山支店普通預金口座（乙35記載のもの。以下「本件I口座」という。）において、別表2の「I戊氏」の欄のとおり、G社から入金を受け、現金で出金している。

（5）本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、E社、G社及びF社に対する本件各仕入高等の各金額を損金の額に算入するとともに、本件各仕入高等に係る消費税額につき仕入税額控除を適用した上で、本件各事業年度の法人税、本件各課税事業年度の地方法人税及び本件各課税期間の消費税等について、いずれも法定申告期限までに申告した（乙1ないし6）。

イ 東京国税局査察部は、平成30年12月18日、原告を犯則嫌疑者として、通則法に基づく犯則調査（以下「本件査察調査」という。）に着手した。

ウ 処分行政庁は、東京国税局査察部が本件査察調査に基づき作成した資料の引継ぎを受け、同資料を調査した結果に基づき、令和3年5月13日付けで、別紙4の別表1「青色申告の承認の取消処分」欄の記載のとおり、本件青色申告承認取消処分をし、令和3年6月29日付けで、別紙4の別表2－1ないし4－3の各「更正処分等」欄の記載のとおり、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分をした（甲3ないし11）。

エ 原告は、令和3年8月13日、本件青色申告承認取消処分の全部の取消しを求めて審査請求をした上、同年9月28日、本件各更正処分の一部（前記アの各申告額を超える部分。ただし、平成30年7月期法人税更正処分にあつては、所得金額4361万5257円、納付すべき税額895万4900円を超える部分に限る。）及び本件各賦課決定処分の各取消しを求めて審査請求をした（乙36及び37）。

オ 国税不服審判所長は、令和4年8月1日付けで、原告の上記エの審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（甲12）。

カ 原告は、令和5年1月30日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

3 課税処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件において被告が主張する課税処分の根拠及び適法性に関する主張は、後記5に記載するほか、別紙5に記載のとおりである（なお、同別紙において定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

4 争点

- （1）本件各仕入高等は架空のものか（法人税法22条3項に規定する損金の額への算入の可否、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額への算入の可否）
- （2）通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実の有無
- （3）法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由の有無

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点 (1) (本件各仕入高等は架空のものか) について

(被告の主張の要旨)

原告が本件各事業年度において計上した本件各仕入高等に係る取引は、以下のとおり、いずれも実体のない架空取引であるから、本件各仕入高等は、法人税法 22 条 3 項に規定する損金の額に算入することはできず、また、消費税法 30 条 1 項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に算入することもできない。

ア 本件 E 仕入高等について

本件各事業年度において、原告が、E 社から商品を仕入れたことはなく、本件 E 仕入高に係る取引は架空取引である。また、平成 29 年 7 月期において、原告が E 社に対して開発委託をしたことはなく、本件 E 試研費に係る取引は架空取引である。これらは、E 社乙氏が、本件査察調査の担当者に対してその旨を供述していること、原告に本件 E 仕入高等に係る取引代金の支払原資が存在しないことから裏付けられている。

イ 本件 F 試研費について

平成 28 年 7 月期において、原告が F 社に開発委託をしたことはなく、本件 F 試研費に係る取引は架空取引である。これは、E 社乙氏が、本件査察調査の担当者に対してその旨を供述していることから裏付けられている。

ウ 本件 G 仕入高等について

本件各事業年度において、原告が、G 社に対し、●●ジャンクション基板の動作検査業務を発注したり商品を仕入れたりする等の取引をしたことはなく、本件 G 仕入高等に係る取引は架空取引である。これは G 社丁氏がその旨を供述していることから裏付けられている。G 社に対し、●●ジャンクション基板の動作検査業務を委託していたのは、原告ではなく、株式会社 L (以下「L 社」という。) である。

(原告の主張の要旨)

ア 本件 E 仕入高等について

原告は、本件各事業年度において、E 社から商品を仕入れたものであり、本件 E 仕入高に係る取引の実体はある。原告は、E 社から仕入れた商品の一部を L 社に対して販売した。これらは、E 社が発行した領収証が存在することのほか、原告の日付別売上明細表に E 社からの仕入取引が記録されていること、同仕入れを同時期に L 社等に販売した記録があり、それに対応する納品書が存在することからも裏付けられている。

原告は、E 社に対し、本件 E 開発契約書のとおり●●の治具等の開発を委託し、平成 28 年 10 月 18 日、E 社から上記治具の納品を受けたものであり、本件 E 試研費に係る取引の実体はある。

イ 本件 F 試研費について

原告は、F 社に対し、本件 F 開発契約書のとおり、●●という電子部品を搭載したパチンコ台本体のアニメーション画像を映し出すための画像基板の製品の開発を委託し、F 社は、E 社に対して上記開発を再委託し、E 社がその開発を行ったものであって、本件 F 試研費に係る取引の実体はある。これは、上記契約の成果物である基板設計図及び回路図が実在し、原告が各種電子部品を実装した液晶サブ基板を L 社へ販売していること、原告から F 社に対して開発委託費用が支払われていることから裏付けられている。

ウ 本件 G 仕入高等について

原告は、G社から商品を仕入れたものであって、本件G仕入高等に係る取引の実体はある。これは、原告の日付別仕入明細表にG社からの仕入れが記録されていることから裏付けられている。原告は、G社に対し、●●ジャンクション基盤の動作検査業務を発注し、G社は、E社が開発した上記アの治具を用いて上記検査業務を行った。これは、G社が原告から同業務の委託を受けていたことを示すメールのやり取りが存在することからも裏付けられている。

(2) 争点(2)(通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実の有無)について

(被告の主張の要旨)

前記(1)のとおり、原告が本件各事業年度において計上した本件各仕入高等に係る取引は、いずれも実体のない架空取引である。原告は、関係者に架空の請求書等を作成させるなどして、当該請求書等に基づき本件各元帳に本件各仕入高等を計上するなどの行為をしており、通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する。

(原告の主張の要旨)

前記(1)のとおり、原告が本件各事業年度において計上した本件各仕入高等に係る取引は、いずれも実体のある取引であり、架空の請求書等を作成させたことはないから、通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当しない。

(3) 争点(3)(法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由の有無)について

(被告の主張の要旨)

前記(1)のとおり、原告が本件各事業年度において計上した本件各仕入高等に係る取引は、いずれも実体のない架空取引である。原告は、関係者に架空の請求書等を作成させるなどして、当該請求書等に基づき本件各元帳に本件各仕入高等を計上するなどの行為をしており、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当する。

(原告の主張の要旨)

前記(1)のとおり、原告が本件各事業年度において計上した本件各仕入高等に係る取引は、いずれも実体のある取引であり、架空の請求書等を作成させたことはないから、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件各仕入高等は架空のものか)について

(1) 本件E仕入高等及び本件F試研費について

ア 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) E社について

a E社は、その所有する東京都新宿区●●所在の区分所有建物(以下「E新宿事務所」という。)を、平成13年2月20日以降本店所在地としていたが、平成23年10月19日、東京地方裁判所がE新宿事務所について担保不動産競売開始決定をしたため、その所有権は、平成24年4月3日、担保不動産競売による売却を原因として第三者に移転した(乙8及び9・各1及び2枚目)。

b E社は、その所有する神奈川県中郡●●所在の土地上に工場を有していたが、平

成22年9月6日、横浜地方裁判所小田原支部が上記土地について担保不動産競売開始決定をしたため、上記土地の所有権は、平成23年8月26日、担保不動産競売による売却を原因として、第三者に移転した（甲50・問5の答及び乙10・1及び2枚目）。

c E社は、E新宿事務所におけるガス、水道及び電気の利用を次の日時までに順次終了し、平成24年5月22日、E新宿事務所を退去した（乙11・問16の答及び資料2）。

（a）ガス 平成23年6月2日まで（乙12・2枚目）

（b）水道 平成24年2月6日まで（乙13・2枚目）

（c）電気 平成23年11月11日まで（乙14・2枚目）

d E社は、M銀行荻窪支店にE社名義の複数の預金口座を有していたが、平成24年10月31日までに全ての口座を解約した（乙15の1）。また、E社は、N銀行新宿支店にE社名義の普通預金口座を有していたが、同口座では、平成23年2月以降同年8月までの間、毎月10回を超える数の取引があったものの、同年9月から取引数が減少し、平成24年9月27日の取引以降、平成31年2月28日（「検索基準日」の末日）までの間、平成27年4月の2回を除いて取引はない（乙15の2）。

e E社が、上記a及びcのとおり、E新宿事務所の所有権を失って同所から退去した後において、少なくとも令和5年5月25日（履歴事項全部証明書（乙8）の取得日）に至るまで、E社の登記記録上、その本店所在地がE新宿事務所の所在地から変更されたり、他の所在地に支店を設置した事実は確認されていない（乙8）。

f 当裁判所は、令和6年4月3日、E社乙氏の証人尋問の採用決定（呼出し）をし、E社の令和5年5月25日付けの履歴事項全部証明書（乙8）に記載された乙氏の住所地及びE新宿事務所の住所地並びに令和6年4月15日付けの乙氏の戸籍の附票に記載された最新の住所地に宛てて呼出状の送達を試みたものの、いずれもあて所尋ねあたらずとして返送され奏功しなかった（顕著な事実）。

（イ）本件E仕入高等に係る原告の経理処理の内容について

a 平成28年7月期

原告は、平成28年元帳において、本件E仕入高等の一部について、株式会社O（以下「O社」という。）からの借入金（平成27年8月18日に396万5237円、同月20日に3562万5744円）を原資として、E社に対する買掛金を支払ったとする経理処理を行っている（乙63ないし65）。

O社の平成28年3月期の貸借対照表には貸付金勘定が存在せず、O社の平成28年3月期の総勘定元帳の現金勘定の期首の現金残高10万円に動きはなく、同総勘定元帳には預金勘定もない（乙75及び76・各2枚目）。

b 平成29年7月期

原告は、平成29年元帳において、本件E仕入高等の一部について、O社からの借入金（平成28年8月9日に600万5000円）を原資として、E社に対する買掛金を支払ったとする経理処理を行っている（乙69ないし71）。

O社の平成29年3月期の総勘定元帳の短期貸付金勘定には上記借入金に該当す

る貸付けは計上されておらず、○社の平成29年3月期の法人税の確定申告書に添付された「貸付金及び受取利息の内訳書」の期末現在高1億3305万2684円は上記短期貸付金勘定の期末残高1億3305万2684円と一致しており、○社には上記短期貸付金以外の貸付けは存在しない（乙78及び79・5枚目）。

イ E社乙氏の供述の要旨

原告の本件各事業年度におけるE社の代表取締役であった乙氏は、本件査察調査の担当者に対し、令和元年5月14日（乙30）、同年10月17日（甲49）及び同年11月14日（甲51及び乙38）、大要、本件E仕入高等及び本件F試研費に係る取引はいずれも実体のない架空取引であるとして、要旨以下のとおり供述した。

（ア）本件E仕入高関係について

- a 平成25年頃、甲代表から、甲代表の指示に従って架空の納品書、請求書、領収証を作成すれば、架空の取引に加担した報酬として手数料を渡すと持ち掛けられた。E社は手形の不渡りを出して債務超過となっており、乙氏も金に困っていた時期だったため、架空の取引に協力することとした。（甲49・問13の答）
- b E社は、パチスロ機器製造業を営むL社と最終取引を行った時点で納品できるものはほとんど納品しており、在庫についても、遅くとも平成24年半ば頃に●●の完成品を原告に売り切って以降、原告に販売したことはない（甲49・問3の答）。
- c 甲代表から、電話で、架空の納品書等を作成するため原告の本社事務所に来るよう指示を受けた。乙氏が原告の本社事務所に赴くと、甲代表に指示されて、E社名義の原告宛て納品書等に商品名や金額を記載した。甲代表からは、その場で、当該納品書等の作成に対する手数料として、甲代表が記載を指示した請求金額の約3パーセントから5パーセントで、多くて50万円の現金を手渡された。（甲49・問14及び15の各答）
- d 甲代表から受け取った原告の仕入台帳（甲49・資料3）に記載されている取引は、いずれも架空の取引である（同・問17の答並びに甲51・問13及び21の各答）。

（イ）本件E仕入高に係る取引のうち、原告とP株式会社（以下「P社」という。）との間にE社を介した取引関係について

- a 甲代表から、原告がP社から商品を調達する取引について、E社がP社から商品を調達し、その商品をE社が原告に販売したことにするので、架空の伝票類を作成するよう指示を受けた（以下、上記3社間の架空取引を「本件P取引」という。）。見返りの謝礼金目当てに協力することとし、注文書等の伝票類（甲51・資料1ないし3）に、甲代表から指示されたとおり記載した（同・問4、5、9、12ないし15、19及び20の各答）。
- b 本件P取引は、事実上、原告がP社で行った取引であり、E社は全くと言っていいほど取引に関与していない。平成26年11月の取引では、P社の担当者と会った際も挨拶程度しかしておらず、商品の代金も甲代表が用意してP社の担当者に現金で直接支払っており（甲51・問5、7及び10の各答）、平成27年7月の取引については、商品及び代金の受渡しの場にも呼ばれなかった（同・問16の答）。

（ウ）本件E試研費関係について

- a 本件E開発契約書が締結されたとされている平成28年3月3日時点において、E社は既に倒産状態だったため、治具の開発を行える状況になく、E社は本件E開発契約書に記載されている内容について何一つ行っていない（乙30・問6及び11の各答）。
- b 甲代表から、E社名で原告宛ての開発委託に係る請求書等を作成するためには開発委託に係る契約書が必要であるとして同契約書に押印するよう指示されて、その指示どおりに、甲代表が用意した本件E開発契約書に押印した（乙30・問8及び10ないし12の各答）。
- c 本件E開発契約書に記載のある「取扱い説明書」についても、E社には乙氏以外に従業員はおらず、乙氏はパソコンで文章を作成しないため、「取扱い説明書」をE社で作成して原告に納品することはできない（乙30・問14の答）。

（エ）本件F試研費関係について

- a 本件F試研費に係る取引について、平成27年か平成28年頃に原告の本社事務所において、甲代表から、原告とE社との架空取引の間にF社を入れて架空取引を行うので、F社宛てに納品書、請求書及び領収書を作成するよう指示され、これらを作成した（乙38・問5、6、9及び10の各答並びに資料1及び2）。
- b 上記請求書等の作成日付である平成28年7月当時は、E社には本件F開発契約書に係る開発をする場所も資金も人材もなかった（乙38・問10の答）。

ウ 乙氏の供述の信用性

（ア）前記（1）ア（ア）aないしeのとおり、E社は、平成23年8月26日に工場の敷地の所有権を失い、平成24年4月3日に本店所在地であるE新宿事務所の所有権をも失って同年5月には同所を退去していた上、新たな仕入れやそれに伴う代金決済を実質的にした形跡も見当たらないから、本件各事業年度においては休業状態であったといえる。そうすると、甲代表の求めに応じて虚偽の納品書等の作成したのは、E社が手形を不渡りとするなど債務超過であり、自分自身も金銭に窮していたことによる謝礼金目当てからである旨の乙氏の供述や、本件E開発契約書が締結された時点でE社は倒産状態であったため、E社はその記載内容を何一つ行っていない旨の乙氏の供述、平成28年7月当時、E社には本件F開発契約書に係る開発をする場所も人材も資金もなかった旨の乙氏の供述は、客観的事実による裏付けがあるといえる。

（イ）また、前記（1）ア（イ）のとおり、平成28年7月期及び平成29年7月期の本件E仕入高等の一部について、支払原資とされたO社からの借入金が客観的に存在しておらず、その余の本件E仕入高等の支払原資が原告に具体的に存在したことをうかがわせる資料もないのであって、これらの事実は、本件E仕入高に係る取引が架空取引であった旨の乙氏の供述を裏付けるものといえる。

（ウ）さらに、P社の元従業員であったQは、本件査察調査の担当者に対し、本件P取引は、事実上はP社と原告との取引であり、具体的なやり取りは甲代表と行っていたものであって、P社が作成したE社宛ての請求書（甲48・資料3及び5）等も、甲代表から、宛先をE社としてほしい旨依頼されて作成したものであると供述する（同・問16、19、23及び26の各答）ところ、その供述内容は、本件P取引がP社と原告との取引であって実質的なE社の関与はないという乙氏の供述と一致している。

(エ) そして、証拠（甲４８・資料３及び５並びに５１・資料３（末尾頁））及び弁論の全趣旨によれば、本件Ｐ取引の商品である●●について、平成２６、２７年当時において原告がこれをＰ社から直接仕入れる場合の単価は５５円ないし５７円であるのに対し、Ｅ社を介する場合の単価は８７９円であることが認められるから、本件Ｐ取引は経済的な合理性があるとはいえないことも、本件Ｐ取引が架空取引であることを裏付けているものといえる。原告は、この点について、同商品は正規ルートでは入手不可能な状況であり経済的な合理性があった旨主張するが、事実上休眠状態にあったＥ社を介しなければその調達が困難であったことの具体的な裏付けはないから、上記主張は採用することができない。

加えて、原告がＥ社から仕入れてＬ社に販売したとする●●について、証拠（乙５２ないし５５、６２）及び弁論の全趣旨によれば、原告が同商品をＲ株式会社（以下「Ｒ社」という。）から仕入れていること、Ｒ社からのその仕入個数及び原告がＬ社に対し売り上げたその個数を反映させた棚卸商品の入出荷の状況表（別表３－１）のとおり、その販売の過程で在庫数が不足することはなかったことが認められ、また、原告がＥ社から仕入れてＬ社に販売したとする●●ジャンクション基板についても、証拠（乙５３、５６及び６２）及び弁論の全趣旨によれば、原告が同商品をＲ社から仕入れていること、Ｒ社からのその仕入個数及び原告がＬ社に対し売り上げたその個数を反映させた棚卸商品の入出荷の状況表（別表３－２）のとおり、その販売の過程で在庫数が不足することはなかったことが認められる。これらの事実もまた、本件Ｅ仕入高に係る取引が架空取引であることを裏付けているものといえる。

さらに、証拠（甲１、乙３１、５３及び８０）及び弁論の全趣旨によれば、本件査察調査の担当者が原告の本社事務所で差し押さえたＵＳＢメモリーには、「２０１６．７．１２」との日付が記載された「●● ジャンクション基板治具 取扱説明書」のデータが保存されており、当該データの作成者は「Ｓ」とされていたこと、原告には同日時点で「Ｓ」という名字を有する従業員がいたことが認められることから、同「取扱説明書」を作成したのは原告の従業員であることが推認されることから、同事実は、原告がＥ社に対し●●の治具等の開発を依頼したと整合せず、本件Ｅ試研費に係る取引が架空取引であることを裏付けている。

(オ) なお、Ｆ社の取締役である丙氏は、証人尋問において、本件Ｆ開発契約書の第２条に記載されている「①画像基板関連の製品開発（●●の搭載）」及び「②画像基板（●●の搭載）のＦＣＴ検査用基板及び検査用ソフト一式の開発」について、Ｆ社は何もしておらず、その能力もないことを認め（証人丙・６、７及び１２頁）、納期について原告と協議したこともなく（証人丙・７頁）、●●という内容はよく分からないものの、甲代表の指示に従って、Ｆ社名で原告宛での請求書を作成し（証人丙・５及び１２頁）、原告から委託を受けた業務はＥ社に再委託したが（証人丙・６頁）、Ｅ社から成果物が原告に納品されたと思うものの実際に現認したことはない（証人丙・１３頁）旨を証言しているところ、これらは、本件Ｆ開発契約書の内容が架空であることと矛盾するものではない。

(カ) 以上に加え、乙氏の上記イの供述内容は、具体的であって特段合理性に疑いを生じさせるものともいえないことからすると、信用できるものというべきである。

エ 小括

したがって、本件各事業年度において、①原告が、E社から商品を仕入れたことはないから、本件E仕入高に係る取引は架空取引であるといえ、②平成29年7月期において、原告がE社に対して開発委託をしたことはないから、本件E試研費に係る取引は架空取引であるといえ、③平成28年7月期において、原告がF社に開発委託をしたことはないから、本件F試研費に係る取引は架空取引であるといえる。

オ 原告のその他の主張について

(ア) 原告は、E社が発行した領収証の存在をもって取引の実体があると主張するが、前記説示のとおり、同領収証は乙氏が甲代表から依頼されて作成した架空のものといわざるを得ないから、原告の主張は採用することができない。

(イ) 原告は、日付別売上明細表にE社からの仕入取引が記録されていることをもって取引の実体があると主張するが、甲代表の意思により取引の実体がなくても同記録をすることは可能であるから、これをもって取引の実体があるということはできない。

(ウ) 原告は、本件E仕入高に係る取引によって仕入れた基板を在庫として保管していたとして、その写真(甲29の2、78及び80)を提出し、E社から仕入れた液晶中継基板が段ボールに入っている状態であると主張するが、同段ボールに貼付された「現品票」には「製造元」としてR社の名称が記載されているのであって、同写真は原告がE社から仕入れをしていたことを裏付けるものではない。甲代表は、R社の段ボールにE社の製品を入れて保存していた旨供述するが(原告代表者・4頁)、同写真(甲78)では段ボールのほとんどはビニールのようなもので梱包されており、R社を製造元とする段ボールが未だ開封されていないものとうかがわれることなどからしても同供述は不自然であって、前記エまでに認定説示した部分を覆すには足りない。

原告は、「T」や「●●」などの記載があるラベルが貼付された段ボール箱の写真等(甲79)を提出し、E社との取引が実際にあったと主張するが、これらの写真に仕入先等に関する記載はなく、同主張は採用することができない。

(エ) 原告は、本件E仕入高によって仕入れた商品が実際に販売されていた旨主張するが、前記ウ(エ)において認定説示したとおり、原告がE社から仕入れていたと主張する●●画像ボード及び●●について、原告は、R社からの当該仕入れによりL社に対して販売した数量の在庫を確保することができていたものであり、他に原告の主張を裏付けるに足りる証拠はない。

(オ) 原告は、本件F試研費につき、契約の成果物である基板設計図等が実在し、原告からF社に対して開発委託費用が支払われているなどとして、取引の実体があった旨主張するが、原告が提出する回路図等(甲54)を踏まえても、E社が画像基板等を開発したことはうかがわれず、原告の主張を裏付けるには足りない。

(カ) 原告は、乙氏が脱税をしていた旨の発言を過去にしていたことをもって乙氏の供述は信用性を欠く旨主張するが、乙氏の前記イの供述内容は、脱税に加担していたというものであり、同発言と必ずしも矛盾するものではなく、そのことをもって信用性を欠くとはいえない。また、E社が債務超過であっても手持ち在庫の販売は可能であると指摘するが、E社が原告の本件各事業年度の当時において客観的にそれを行うことができる状況にあったことの裏付けはないし、かえって、前記イ(ア) bにおいて認定説示したと

おり、乙氏は遅くとも平成24年半ば頃以降の原告向け在庫の存在を否定している。その他、原告が乙氏の供述の信用性を欠く旨の主張は、いずれも採用することができない。

(2) 本件G仕入高等について

ア G社丁氏の証言の要旨

原告の本件各事業年度におけるG社の代表取締役である丁氏は、証人尋問において、大要、本件G仕入高に係る取引はいずれも実体のない架空取引であるとして、要旨以下のとおり証言した。

(ア) 平成17年春頃、甲代表から、L社の仕事を紹介する見返りとして原告とG社との間で架空取引を行い、その代金を自分にバックしてくれと依頼された(証人丁・12頁)。G社にも利益配分があるとのことで、当時経営状態が良くなかったG社の債務を減らすために少しでもお金になればと考え、甲代表に協力することにした(証人丁・6頁)。架空取引に係る注文書、納品書及び請求書については、丁氏の指示によりG社の業務部の者に作成させた(証人丁・2及び7頁)。

(イ) 原告とG社との間の正当な取引は平成26年頃が最後であり、その後はG社が原告から仕事を請け負ったことや原告に商品を販売したことはない(証人丁・12及び13頁)。

(ウ) G社は、●●ジャンクション基板の検査業務を行っていたが、当該検査業務は、L社から受注していた(証人丁・13及び14頁)。本件各事業年度において、G社は原告から同業務の受注をしていなかったが、甲代表の指示により、原告に対する同業務に係る請求書を発行した(証人丁・14及び15頁)。甲代表から、●●ジャンクション基板の検査治具の完成時期を問い合わせる内容のメール文書を作成して自分に送信するよう電話で指示され、この指示に従い、言われたとおりのメール文書を作成して甲代表に送信した(乙41・13頁、証人丁・20頁)。

(エ) 甲代表に金をキックバックするために、I戊氏に協力してもらった。原告から本件G口座への振込みがされ、G社から本件I口座に振込みをした後、戊氏から現金を受領して、これを甲代表にバックしていた(証人丁・16及び24頁)。戊氏から甲代表にバックする現金は、中央高速の永福パーキングエリアで受領することが多かった(証人丁・18頁)。戊氏からは、銀行の白地に赤色の記載のある封筒に入った現金を受け取り、原告の本社事務所にて、甲代表にバックすべき現金を手渡していた(証人丁・17及び18頁)。

(オ) 甲代表及び戊氏に会って現金をバックしていた日時等については、G社丁氏が使用していた平成27年分ないし平成30年分の手帳(乙43。以下「本件手帳」という。)に記載していた。例えば、本件手帳に「16:30 I」とあるのは、16時30分に戊氏に会って、原告にバックする現金を受け取ったことを意味し、「10:00 D」とあるのは、10時に甲代表に会い、現金をバックしたことを意味する。(証人丁・18ないし20頁)

イ I戊氏の証言の要旨

I戊氏は、証人尋問において、要旨以下のとおり証言した。

G社との取引がないにもかかわらず、G社丁氏から依頼され、G社に対する架空の請求書及び納品書を作成した(証人戊・9及び10頁)。G社から本件I口座に振り込まれた

金額のうち、請求書や納品書に記載の税抜金額に96パーセント（以前は95パーセント）を乗じた額を出金し、G社丁氏に戻っていた（証人戊・4、10及び11頁）。丁氏に対しては、本件I口座から現金で出金した後に、永福サービスエリアで、当時のK銀行の赤色の帯の封筒に入れた現金を渡していた（証人戊・11及び12頁）。

ウ 丁氏及び戊氏の証言の信用性

（ア）丁氏と戊氏の証言は、G社から本件I口座に振込みがあった後に戊氏が丁氏に現金をバックするまでの具体的な経過について一致しているものといえる。

（イ）また、L社の購買部に所属するUは、本件査察調査の担当者に対し、L社は、原告に対し、●●ジャンクション基板の作成を発注したが、同基板の検査業務を依頼したことはない（乙49・問5及び14の各答並びに乙50・問3の答）と供述しており、原告は●●ジャンクション基板の検査業務を担っていなかったとの丁氏の証言と一致しているものといえる。

（ウ）さらに、証拠（乙21、33及び35）及び弁論の全趣旨によれば、原告の平成29年元帳に計上された平成28年11月30日のG社に対する仕入高175万円の例でいえば、平成28年11月30日に本件G口座に原告から188万9244円の振込入金があり、その後、同年12月2日には、本件G口座から本件I口座に171万7200円が送金され、その3日後の同月5日に、本件I口座から「現払」として、100万円及び62万円が出金されていることが認められるところ、この客観的な資金の流れは、丁氏及び戊氏の証言内容と合致するものである。

また、証拠（乙44ないし46）及び弁論の全趣旨によれば、戊氏名義のETCカードの利用履歴には、戊氏が本件I口座から162万円を出金した日である平成28年12月5日に、西池袋から高井戸まで往復した利用履歴があり、また、G社名義のETCカードの利用履歴には、同日に、G社の本社事務所所在地の近くにある相模湖から高井戸まで往復した利用履歴があるところ、高井戸インターチェンジは、丁氏及び戊氏が、甲代表にバックする現金の受領場所の一つとして証言する永福パーキングエリアと直線距離で2キロメートル余りと近接した場所にあることが認められる。

加えて、証拠（乙43の3及び47の2）及び弁論の全趣旨によれば、本件手帳の平成28年12月5日欄には、「I 13：00」及び「14：00 D」の記載があり、甲代表が使用していたカレンダーの同日には「14：00 丁」と記載があることが認められるが、この「I 13：00」は、丁氏が13時に戊氏に会って、原告にバックする現金を受け取ったことを意味する旨の丁氏の証言に合致し、14時に甲代表に会って、現金をバックしたとの丁氏の証言にも合致する。

（エ）以上に加え、丁氏及び戊氏の証言内容は、本件査察調査の担当者に対してした供述と基本的に変わらないものであり、供述に一貫性があることのほか、架空取引に加担して原告のほ脱に協力したことを認めるものであって、自己の刑事責任を問われかねない不利益な内容のものであり殊更虚偽の供述をする動機も見当たらないことからすると、いずれも信用できるものというべきである。

エ 小括

したがって、本件各事業年度において、原告が、G社に対し、●●ジャンクション基盤の動作検査業務を発注したり商品を仕入れたりする等の取引をしたことはなく、本件G仕

入高等は架空取引であるといえる。

オ 原告のその余の主張について

(ア) 原告は、日付別売上明細表にG社からの仕入取引が記録されていることをもって取引の実体があると主張するが、甲代表の意思により取引の実体がなくとも同記録をすることは可能であるから、これをもって取引の実体があるということはできない。

(イ) 原告は、G社が原告から業務の委託を受けていたことを示すメールのやり取りが存在すると主張するが、信用できる前記ア(ウ)の丁氏の証言によれば、同メールは甲氏の指示によって作成された虚偽の内容のものといえるから、同メールの存在をもって取引の実体があるということはできない。

(ウ) 原告は、丁氏と戊氏の証言に不一致があると指摘するが、同指摘部分は両証言の核心部分とはいえず、それらの信用性を減殺するようなものではない。原告は、丁氏の証言が具体性を欠き不自然である、虚偽供述の動機があるなどと主張するが、そのような事実を認めることはできず、いずれも採用できない。

(3) まとめ

以上によれば、原告が本件各事業年度において計上した本件各仕入高等に係る取引は、いずれも実体のない架空取引であると認められるから、本件各仕入高等は、法人税法22条3項に規定する損金の額に算入することはできず、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に算入することもできないものというべきである。

2 争点(2)(通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実の有無)について

前記1で認定説示した内容並びに証拠(乙18及び19)及び弁論の全趣旨によれば、甲代表は、E社乙氏をしてE社名で原告宛ての架空取引に係る請求書及び領収証等を発行させるなどすることにより、当該請求書及び領収証等に記載された金額を基に、本件各元帳の仕入高勘定に架空費用(本件E仕入高)を計上したこと、E社乙氏をして虚偽の本件E開発契約書にE社の社印を押させ、E社名で原告宛ての架空取引に係る請求書及び領収証を発行させることにより、当該請求書及び領収証に記載された金額を基に、原告の平成29年元帳の試験研究費勘定に架空費用(本件E試研費)を計上したものと認められる。

また、前記1で説示した内容並びに証拠(乙24ないし26及び32)及び弁論の全趣旨によれば、甲代表は、F社丙氏をして本件F開発契約書に押印等させ、F社名で原告宛ての架空取引に係る請求書及び領収証等を発行させるなどすることにより、当該請求書及び領収証に記載された金額を基に、平成28年元帳の試験研究費勘定に架空費用(本件F試研費)を計上したことが認められる。

さらに、前記1で認定説示した内容並びに証拠(乙20ないし22及び27ないし29)及び弁論の全趣旨によれば、甲代表は、G社丁氏をしてG社名で原告に対して請求書を発行させることにより、同請求書に記載された金額を基に、原告の仕入高勘定(別表1-4)及び外注費勘定(別表1-5)に架空経費(本件G仕入高等)を計上したことが認められる。そして、甲代表は、G社がI戊氏に外注するという形態を取る(別紙3のA及びB)ことによって、①原告から本件G口座に金員が振り込まれる(別紙3の④)、②本件G口座等から本件I口座へ振り込まれる(別紙3の④)、③戊氏が本件I口座から現金として出金し、その現金のうち一部を不正加担の手数料として受け取った上、残金をG社丁氏に渡す(別紙3の⑤)、

④丁氏が当該金員を甲代表へ渡すという流れを作って、原告からG社に移転した資金の大部分を原告にバックしていたと認められる。

したがって、原告の上記行為は、通則法68条1項に規定する「隠蔽」又は「仮装」に該当するものというほかはない。

3 争点（3）（法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由の有無）について

前提事実（2）のとおり、原告は、平成28年7月期において、原告の総勘定元帳に、E社及びG社に対する仕入高計1億1318万6556円及びF社に対する試験研究費3831万円（本件F試研費）を計上しているところ、前記1及び2において認定説示したとおり、これらの仕入高及び試験研究費計1億5149万6556円は、いずれも取引の事実がないにもかかわらず、甲代表がE社乙氏、G社丁氏及びF社丙氏に原告宛ての請求書、納品書及び領収証の作成を依頼し、当該請求書等に基づき総勘定元帳に計上したものである。

したがって、原告は、その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録したものといえるから、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由があるものというべきである。

よって、本件青色申告承認取消処分は適法である。

4 本件各更正処分のうち申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の適法性について

前記1ないし3に加え、証拠（甲3ないし11及び乙1ないし6）及び弁論の全趣旨によれば、原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額、原告の本件各課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額、原告の本件各課税期間の消費税等に係る各課税標準額及び納付すべき消費税等の額、本件法人税各賦課決定処分に係る各加算税の額、本件地方法人税各賦課決定処分に係る各加算税の額並びに本件消費税等各賦課決定処分に係る各加算税の額は、別紙5に記載のとおりと認められ、本件各更正処分のうち申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分と同額であることが認められるから、これらの処分は、いずれも適法である。

5 なお、証拠（乙37・2、36頁）によれば、原告は、平成30年7月期法人税更正処分については、審査請求の段階でその一部（別紙5の2（1）ウ（ア）b（d））を認め、所得金額4361万5257円、納付すべき税額895万4900円を超える部分の取消しのみを求めていたことが認められ、上記各金額を下回る部分については適法な審査請求を経由していないものといわざるを得ないから、当該部分の取消しを求める訴えは不適法である。

第4 結論

よって、本件訴えのうち平成30年7月期法人税更正処分中所得金額4360万2483円を超え4361万5257円を超えないまでの部分、納付すべき法人税額895万1900円を超え895万4900円を超えないまでの部分の取消しを求める部分については却下し、原告のその余の各請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

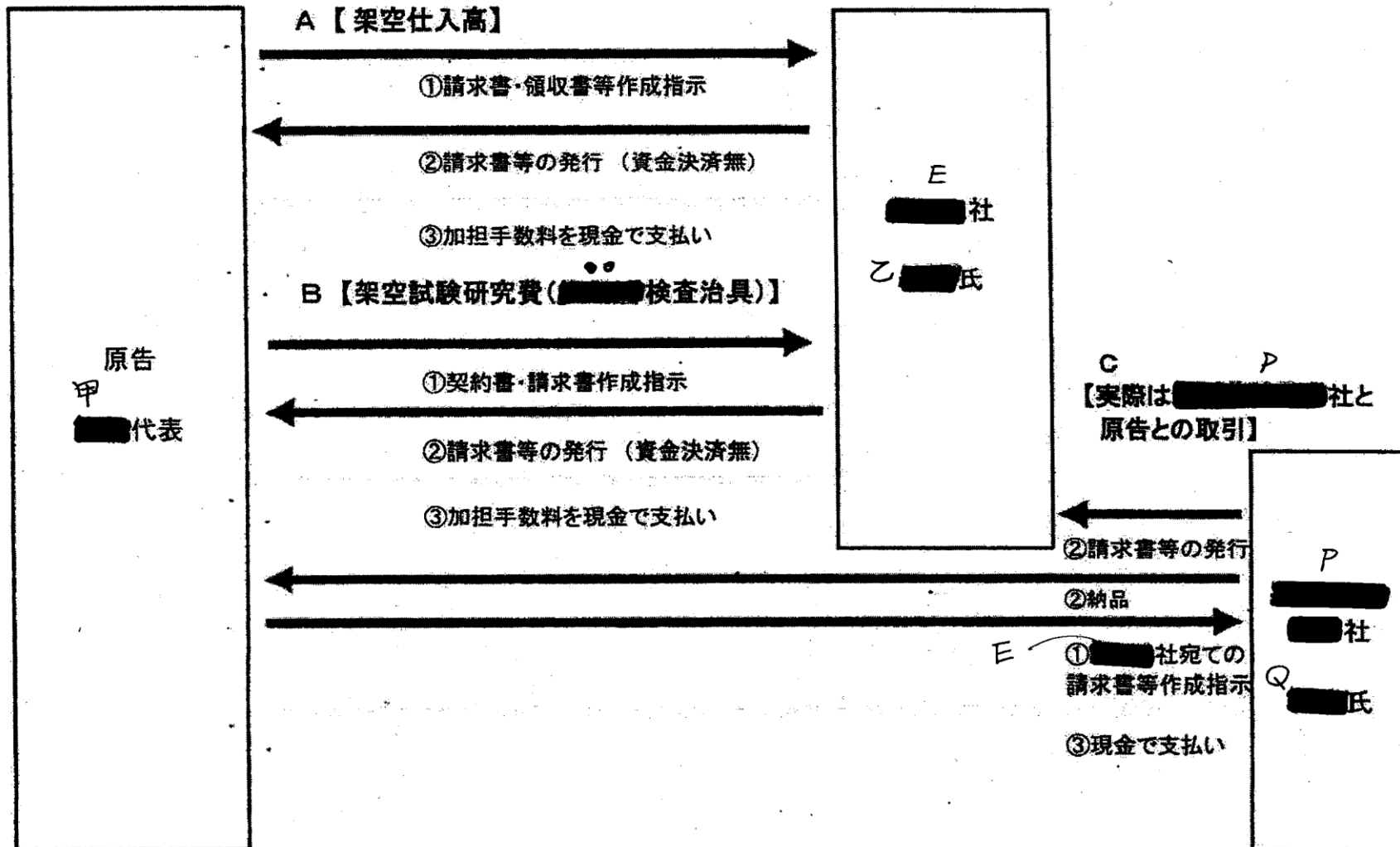
裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 曾我 学

裁判官 大門 全

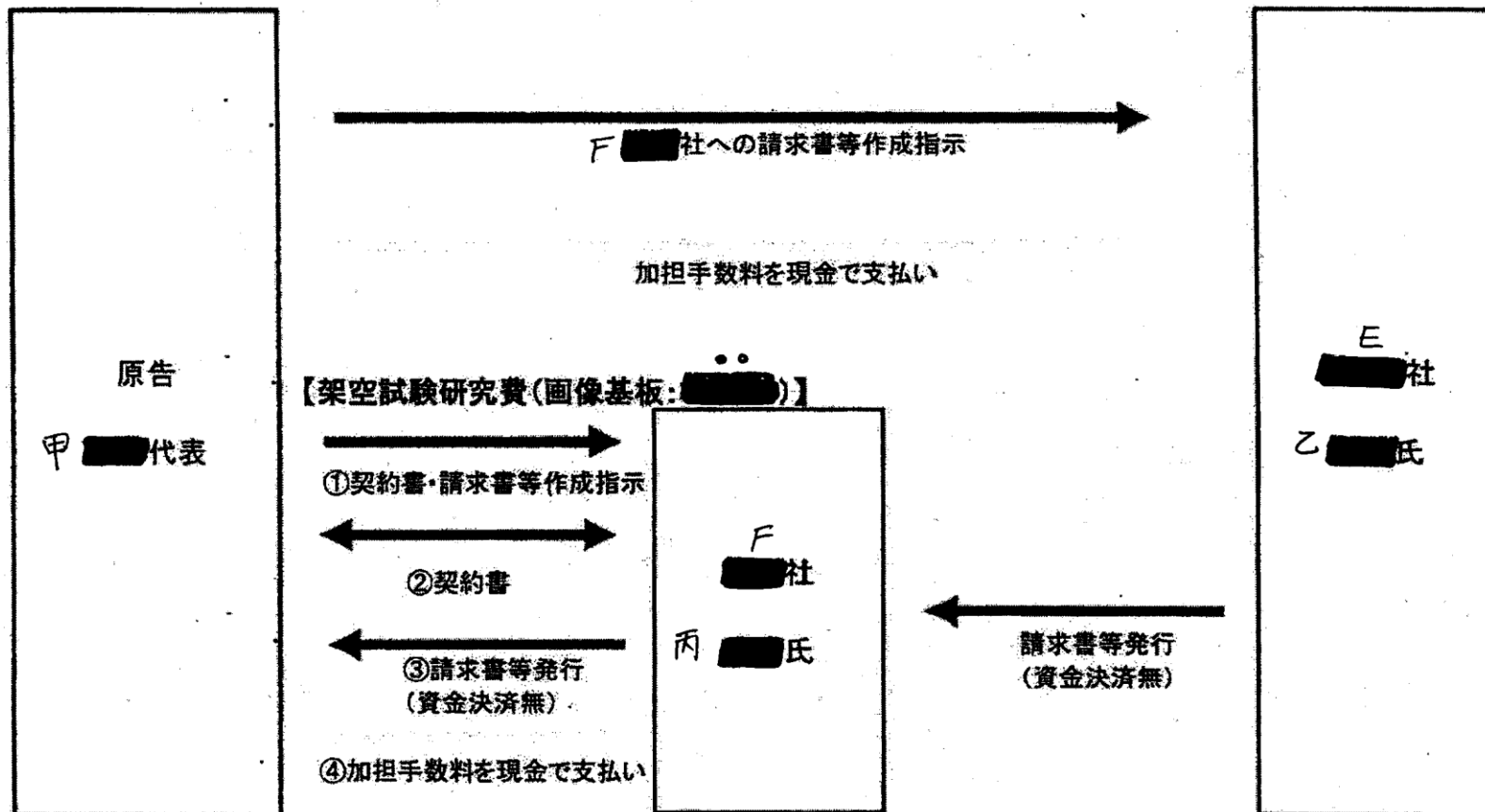
取引概要図 (E 社)

別紙 1



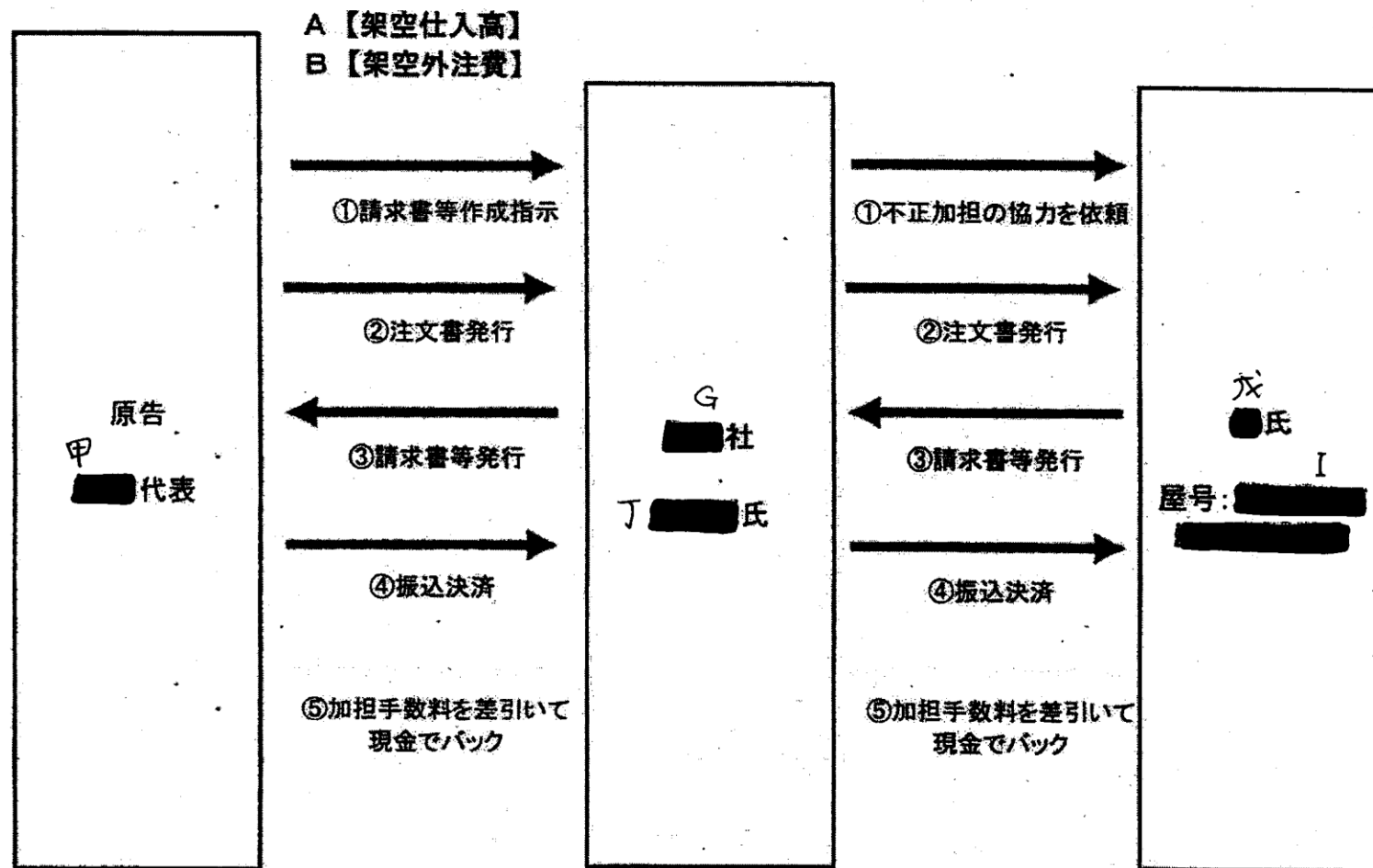
取引概要図 (F 社)

別紙 2



取引概要図 (G社)

別紙 3



(別紙4)

別表1 本件青色申告承認取消処分の経緯

区 分	順号	年 月 日	内 容
青色申告の承認の取消処分	①	令和3年5月13日	平成28年7月期以後の青色申告の承認の取消し
審査請求	②	令和3年8月13日	全部取消し
審査裁決	③	令和4年8月1日	棄却

別表2-1 平成28年7月期の法人税に係る課税の経緯

(単位:円)

区 分	順号	年 月 日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税の額	重加算税の額
確定申告	①	平成28年9月28日	13,011,699	1,557,400		
更正処分等	②	令和3年6月29日	157,449,139	36,917,200	—	12,372,500
審査請求	③	令和3年9月28日	全部取消し			
審査裁決	④	令和4年8月1日	棄 却			

別表2-2 平成29年7月期の法人税に係る課税の経緯

(単位:円)

区 分	順号	年 月 日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税の額	重加算税の額
確定申告	①	平成29年9月26日	22,727,601	3,483,700		
更正処分等	②	令和3年6月29日	76,946,868	17,332,400	23,000	4,763,500
審査請求	③	令和3年9月28日	全部取消し			
審査裁決	④	令和4年8月1日	棄 却			

別表2-3 平成30年7月期の法人税に係る課税の経緯

(単位:円)

区 分	順号	年 月 日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税の額	重加算税の額
確定申告	①	平成30年9月20日	43,602,483	8,951,900		
更正処分等	②	令和3年6月29日	72,231,232	16,227,700	—	2,544,500
審査請求	③	令和3年9月28日	43,615,257	8,954,900	—	全部取消し
審査裁決	④	令和4年8月1日	棄 却			

別表３－１ 平成２８年７月課税事業年度の地方法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

区 分	順号	年 月 日	課税標準 法人税額	納付すべき 地方法人税額	重加算税の額
確定申告	①	平成28年９月28日	1,558,000	68,500	
更正処分等	②	令和３年６月29日	36,918,000	1,624,300	542,500
審査請求	③	令和３年９月28日	全部取消し		
審査裁決	④	令和４年８月１日	棄 却		

別表３－２ 平成２９年７月課税事業年度の地方法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

区 分	順号	年 月 日	課税標準 法人税額	納付すべき 地方法人税額	重加算税の額
確定申告	①	平成29年９月26日	3,484,000	153,200	
更正処分等	②	令和３年６月29日	17,333,000	762,600	206,500
審査請求	③	令和３年９月28日	全部取消し		
審査裁決	④	令和４年８月１日	棄 却		

別表３－３ 平成３０年７月課税事業年度の地方法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

区 分	順号	年 月 日	課税標準 法人税額	納付すべき 地方法人税額	重加算税の額
確定申告	①	平成30年９月20日	8,954,000	393,900	
更正処分等	②	令和３年６月29日	16,230,000	714,100	112,000
審査請求	③	令和３年９月28日	8,957,000	394,100	全部取消し
審査裁決	④	令和４年８月１日	棄 却		

別表４－１ 平成２８年７月課税期間の消費税等に係る課税の経緯

(単位：円)

区 分	順号	年 月 日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	重加算税の額
確定申告	①	平成28年 9 月28日	1,789,722,000	92,233,188	19,763,300	5,327,500	
更正処分等	②	令和3年 6 月29日	1,789,722,000	82,717,810	29,278,700	7,895,200	4,228,000
審査請求	③	令和3年 9 月28日	全部取消し				
審査裁決	④	令和4年 8 月1日	棄 却				

別表４－２ 平成２９年７月課税期間の消費税等に係る課税の経緯

(単位：円)

区 分	順号	年 月 日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	重加算税の額
確定申告	①	平成29年 9 月26日	2,045,639,000	106,726,981	21,858,500	5,893,400	
更正処分等	②	令和3年 6 月29日	2,045,639,000	103,227,026	25,358,400	6,837,900	1,554,000
審査請求	③	令和3年 9 月28日	全部取消し				
審査裁決	④	令和4年 8 月1日	棄 却				

別表４－３ 平成３０年７月課税期間の消費税等に係る課税の経緯

(単位：円)

区 分	順号	年 月 日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	重加算税の額
確定申告	①	平成30年 9 月20日	1,960,821,000	115,638,771	7,891,300	2,129,300	
更正処分等	②	令和3年 6 月29日	1,960,821,000	113,461,132	10,068,900	2,717,000	966,000
審査請求	③	令和3年 9 月28日	全部取消し				
審査裁決	④	令和4年 8 月1日	棄 却				

(別紙5)

被告の主張する課税の根拠及び計算

1 本件青色申告承認取消処分の根拠及び適法性

原告は、平成28年7月期において、原告の総勘定元帳に、平成27年8月31日付けで^E社に対する仕入高5230万0316円を計上したのを始め、^E社及び^G社に対する仕入高計1億1318万6556円を計上し、平成28年7月7日付けで本件^F試験費3831万円を計上しているところ、これら合計1億5149万6556円は、いずれも取引の事実がないにもかかわらず、^甲代表が^E社^乙氏、^G社^丁氏及び^F社^丙氏に原告宛ての請求書、納品書及び領収証の作成を依頼し、当該請求書等に基づき総勘定元帳に計上したものである。

かかる行為は、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当するから、同号に該当する旨を青色申告の承認の取消通知書に付記した本件青色申告承認取消処分は適法である。

2 本件各事業年度の法人税の各更正処分（以下「本件法人税各更正処分」という。）の根拠及び適法性

(1) 被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成28年7月期法人税更正処分の根拠

(7) 所得金額 1億5744万9139円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額から、cの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 1301万1699円

上記金額は、原告が、平成28年9月28日に処分行政庁に対して提出した平成28年7月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額

(乙1・1枚目1欄)と同額である。

b 所得金額に加算すべき金額

1億5164万9847円

上記金額は、次の(a)ないし(d)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入されない仕入高の額

1億1318万6556円^E

上記金額は、原告が平成28年7月期の損金の額に算入していた^E
社及び^G社に対する仕入高の合計額であり、当該仕入高に係る
取引は実態がないことから、同金額は同事業年度の損金の額に算入さ
れない。

(b) 損金の額に算入されない試験研究費の額

3831万0000円^F

上記金額は、原告が平成28年7月期の損金の額に算入していた^F
社に対する試験研究費（本件^F試験費）の額であり、当該試験研
究費に係る取引は実態がないことから、同金額は同事業年度の損金の
額に算入されない。

(c) 減価償却の償却超過額

11万6667円

上記金額は、原告が租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）67条の5第1項（平成28年3月31日までに取得し、かつ、事業の用に供した減価償却資産については平成28年法律第15号による改正前のもの、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得し、かつ、事業の用に供した減価償却資産については平成29年法律第4号による改正前のもの、平成29年4月1日以後に取得し、かつ、事業の用に供した減価償却資産については平成30年法律第7号による改正前のもの。以下同じ。）の規定による少額減価償却資産として損金の額に算入していた金額であり、

本件青色申告承認取消処分により同規定が適用できないことから、同金額は原告の平成28年7月期の損金の額に算入されない。

(d) 益金の額に算入すべき雑収入の額

3万6624円

上記金額は、平成28年7月期法人税更正処分による未払消費税等の増加額1211万9724円と、平成28年7月課税期間消費税等更正処分による納付すべき消費税等の額1208万3100円との差額であり、原告の平成28年7月期の益金の額に算入すべき金額である。

c 所得金額から減算される金額

721万2407円

上記金額は、次の(a)ないし(c)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入される期首棚卸高

64万1250円

上記金額は、平成27年7月27日に^P■■■■■社から仕入れた商品(■■■■■、数量1万1250個、単価57円)につき、前事業年度末の棚卸資産に計上されておらず、平成28年7月期の仕入高に計上されていたことから、同商品の仕入金額を加算して同事業年度の期首棚卸高を再計算した結果、当初の期首棚卸高に計上漏れとなった金額であり、同事業年度の損金の額に算入される金額である。

(b) 損金の額に算入される期末棚卸高の過大計上額

568万3482円

上記金額は、前記(a)の商品の仕入金額を加算して平成28年7月期の期末棚卸高を再計算した結果、当初の期末棚卸高の過大計上となった金額であり、同事業年度の損金の額に算入される金額である。

(c) 寄附金損金不算入の過大額

88万7675円

上記金額は、平成28年7月期法人税更正処分により寄附金支出前所得金額が増加することから、寄附金の損金算入限度額の再計算をした結果算出された寄附金損金不算入の過大額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額

3691万8311円

上記金額は、前記(ア)の所得金額1億5744万9000円(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、法人税法66条(平成28年法律第15号による改正前のもの)1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項(平成29年法律第4号による改正前のもの)に規定する税率(所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15、それを超える金額については100分の23.9)を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額の特別控除額

0円

上記金額は、原告は平成28年7月期の法人税の確定申告書において、措置法42条の4第2項(平成29年法律第4号による改正前のもの)の規定に基づき、法人税額の特別控除額を83万9169円(乙1・1枚目3欄)としていたが、本件青色申告承認取消処分により当該各規定が適用できないことから、再計算をすることにより算出される金額である。

(エ) 法人税額から控除される所得税の額

1053円

上記金額は、法人税法68条1項(平成29年法律第4号による改正前のもの)の規定により法人税額から控除される所得税の額であり、平成28年7月期の法人税の確定申告書に記載された所得税の額(乙1・1枚目12欄)と同額である。

(オ) 納付すべき法人税額

3691万7200円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ロ)及び(エ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

イ 平成29年7月期法人税更正処分の根拠

(7) 所得金額 7694万6868円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額から、cの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 2272万7601円

上記金額は、原告が、平成29年9月26日に処分行政庁に対して提出した平成29年7月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額(乙2・1枚目1欄)と同額である。

b 所得金額に加算すべき金額

6812万3733円

上記金額は、次の(a)ないし(g)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入されない仕入高の額

3499万5649円^E

上記金額は、原告が平成29年7月期の損金の額に算入していた^G■■■■社及び■■■■社に対する仕入高の合計額であり、当該仕入高に係る取引は実態がないことから、同金額は同事業年度の損金の額に算入されない。

(b) 損金の額に算入されない試験研究費の額

1495万0000円^E

上記金額は、原告が平成29年7月期の損金の額に算入していた^E■■■■社に対する試験研究費(本件■■■■試験費)の額であり、当該試験研究費に係る取引は実態がないことから、同金額は同事業年度の損金の額に算入されない。

(c) 損金の額に算入されない外注費の額

822万5000円

上記金額は、原告が平成29年7月期の損金の額に算入していた■^G社に対する外注費の額であり、当該外注費に係る取引は実態がないことから、同金額は同事業年度の損金の額に算入されない。

(d) 減価償却の償却超過額

207万3129円

上記金額は、原告が措置法67条の5第1項の規定による少額減価償却資産として損金の額に算入していた金額であり、本件青色申告承認取消処分により同規定が適用できないことから、同金額は原告の平成29年7月期の損金の額に算入されない。

(e) 益金の額に算入すべき雑収入の額

20万9251円

上記金額は、平成29年7月期法人税更正処分による未払消費税等の増加額465万3651円と、平成29年7月課税期間消費税等更正処分による納付すべき消費税等の額444万4400円との差額であり、原告の平成29年7月期の益金の額に算入すべき金額である。

(f) 損金の額に算入されない特定生産性向上設備等の特別償却額

198万7222円

上記金額は、原告は措置法42条の12の5第1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）の規定による特定生産性向上設備等として、ソフトウェアに係る減価償却費238万4666円を平成29年7月期の損金の額に算入していたが、本件青色申告承認取消処分により同規定が適用できないことから、新たに計算した償却限度額39万7444円を超えることとなった償却限度超過額であり、同事業年度の損金の額に算入されない金額である。

(g) 損金の額に算入されない期首棚卸高

568万3482円

上記金額は、前記ア(7) c (a)の商品の仕入金額を加算して平成29年7月期の期首棚卸高を再計算した結果、当初の期首棚卸高の過大計上となった金額であり、同事業年度の損金の額に算入されない金額である。

c 所得金額から減算される金額

1390万4466円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入される減価償却費の額

4万6666円

上記金額は、前記ア(7) b (c)の償却超過額11万6667円のうち、平成29年7月期において損金の額に算入される金額である。

(b) 損金の額に算入される事業税の額

1385万7800円

上記金額は、平成28年7月期法人税更正処分に伴い納付することとなる事業税の額であり、平成29年7月期の損金の額に算入される金額である。

(4) 所得金額に対する法人税額

1733万3364円

上記金額は、前記(7)の所得金額7694万6000円(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、法人税法66条1項、同条2項(令和2年法律第8号による改正前のもの)、平成28年法律第15号附則26条並びに措置法42条の3の2第1項(平成31年法律第6号による改正前のもの)に規定する税率(所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15、それを超える金額については100分の23.4)を乗じて計

算した金額である。

(ウ) 法人税額の特別控除額 0円

上記金額は、原告は平成29年7月期の法人税の確定申告書において、措置法42条の4第2項(平成29年法律第4号による改正前のもの)の規定に基づき、法人税額の特別控除額を116万1529円(乙2・1枚目3欄)としていたが、本件青色申告承認取消処分により当該各規定が適用できないことから、再計算をすることにより算出される金額である。

(エ) 法人税額から控除される所得税の額 872円

上記金額は、法人税法68条1項(平成30年法律第7号による改正前のもの)の規定により法人税額から控除される所得税の額であり、平成29年7月期の法人税の確定申告書に記載された所得税の額(乙2・1枚目12欄)と同額である。

(オ) 納付すべき法人税額 1733万2400円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)及び(エ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

ウ 平成30年7月期法人税更正処分の根拠

(7) 所得金額 7223万1232円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額から、cの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 4360万2483円

上記金額は、原告が、平成30年9月20日に処分行政庁に対して提出した平成30年7月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額(乙3・1枚目1欄)と同額である。

b 所得金額に加算すべき金額

3481万2366円

上記金額は、次の(a)ないし(d)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入されない仕入高の額

3387万3700円

上記金額は、原告が平成30年7月期の損金の額に算入していた
E社及びG社に対する仕入高の合計額であり、当該仕入高に
係る取引は実態がないことから、同金額は同事業年度の損金の額に
算入されない。

(b) 損金の額に算入されない外注費の額

69万2000円

上記金額は、原告が平成30年7月期の損金の額に算入していた
G社に対する外注費の額であり、当該外注費に係る取引は実態が
ないことから、同金額は同事業年度の損金の額に算入されない。

(c) 減価償却の償却超過額

23万3892円

上記金額は、原告が措置法67条の5第1項の規定による少額減
価償却資産として損金の額に算入していた金額であり、本件青色申
告承認取消処分により同規定が適用できないことから、同金額は原
告の平成30年7月期の損金の額に算入されない。

(d) 貸倒引当金の繰入限度超過額

1万2774円

上記金額は、原告は貸倒引当金繰入額358万8000円を平成
30年7月期の損金の額に算入していたが、同事業年度における実
質的に債権とみられないものの額131万6007円を期末一括評
価金銭債権の額から差し引いて貸倒引当金繰入限度額を再計算した
結果、新たに算出された繰入限度超過額であり、同事業年度の損金
の額に算入されない金額である。

c 所得金額から減算される金額

618万3617円

上記金額は、次の(a)ないし(c)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入される雑損失の額 44円

上記金額は、平成30年7月期法人税更正処分による未払消費税等の増加額276万5256円と、平成30年7月課税期間消費税等更正処分による納付すべき消費税等の額276万5300円との差額であり、原告の平成30年7月期の損金の額に算入される金額である。

(b) 損金の額に算入される事業税の額

520万1900円

上記金額は、平成29年7月期法人税更正処分に伴い納付することとなる事業税の額であり、平成30年7月期の損金の額に算入される金額である。

(c) 損金の額に算入される減価償却費の額

98万1673円

上記金額は、前記ア(7) b (c)の償却超過額11万6667円から前記イ(7) c (a)の損金の額に算入される減価償却費の額4万6666円を差し引いた残額である7万0001円及び前記イ(7) b (d)の償却超過額207万3129円のうち、平成30年7月期において損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額

1623万0054円

上記金額は、前記(7)の所得金額7223万1000円(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、法人税法66条1項、同条2項(令和2年法律第8号によ

る改正前のもの)、平成28年法律第15号附則26条並びに措置法42条の3の2第1項(平成31年法律第6号による改正前のもの)に規定する税率(所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15、それを超える金額については100分の23.4)を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額の特別控除額 0円

上記金額は、原告は平成30年7月期の法人税の確定申告書において、措置法42条の4第3項(平成31年法律第6号による改正前のもの)の規定に基づき、法人税額の特別控除額を57万6688円(乙3・1枚目3欄)としていたが、本件青色申告承認取消処分により当該各規定が適用できないことから、再計算をすることにより算出された金額である。

(エ) 法人税額から控除される所得税の額 2255円

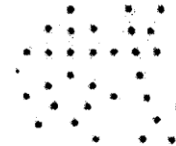
上記金額は、法人税法68条1項(平成30年法律第7号による改正前のもの)の規定により法人税額から控除される所得税の額であり、平成30年7月期の法人税の確定申告書に記載された所得税の額(乙3・1枚目13欄)と同額である。

(オ) 納付すべき法人税額 1622万7700円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)及び(エ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

(2) 本件法人税各更正処分の適法性

原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、それぞれ、前記(1)アないしウのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも、本件法人税各更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額(甲3ないし甲5・各1枚目「更正又は決定の金額」の1欄及び19欄)と同額であるから、本件法人税各更正処分はいずれも適法である。



3 本件各課税事業年度の地方法人税の各更正処分（以下「本件地方法人税各更正処分」という。）の根拠及び適法性

(1) 本件地方法人税各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成28年7月課税事業年度の地方法人税の更正処分の根拠

(7) 課税標準法人税額 3691万8000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

a 申告基準法人税額 155万8460円

上記金額は、原告が、平成28年9月28日に処分行政庁に対して提出した平成28年7月課税事業年度分の地方法人税の確定申告書に記載された基準法人税額(乙1・1枚目32欄)と同額である。

b 基準法人税額に加算される金額

3535万9851円

上記金額は、前記2(1)ア(イ)の3691万8311円から、前記aの金額を差し引いた金額であり、平成28年7月課税事業年度の基準法人税額の増加額として加算される金額である。

(i) 課税標準法人税額に対する地方法人税額

162万4392円

上記金額は、前記(7)の課税標準法人税額3691万8000円に、地方法人税法(平成28年3月法律第15号による改正前のもの)10条1項に規定する税率(100分の4.4)を乗じて計算した金額である。

(ウ) 納付すべき地方法人税額

162万4300円

上記金額は、前記(イ)の金額と同額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

イ 平成29年7月課税事業年度地方法人税更正処分の根拠

(7) 課税標準法人税額 1733万3000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

a 申告基準法人税額 348万4589円

上記金額は、原告が、平成29年9月26日に処分行政庁に対して提出した平成29年7月課税事業年度分の地方法人税の確定申告書に記載された基準法人税額(乙2・1枚目32欄)と同額である。

b 基準法人税額に加算される金額

1384万8775円

上記金額は、前記2(1)イ(イ)の1733万3364円から、前記aの金額を差し引いた金額であり、平成29年7月課税事業年度の基準法人税額の増加額として加算される金額である。

(i) 課税標準法人税額に対する地方法人税額

76万2652円

上記金額は、前記(7)の課税標準法人税額1733万3000円に、地方法人税法(平成28年3月法律第15号による改正前のもの)10条1項に規定する税率(100分の4.4)を乗じて計算した金額である。

(ii) 納付すべき地方法人税額 76万2600円

上記金額は、前記(イ)の金額と同額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

ウ 平成30年7月課税事業年度地方法人税更正処分の根拠

(7) 課税標準法人税額 1623万0000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

a 申告基準法人税額 895万4180円

上記金額は、原告が、平成30年9月20日に処分行政庁に対して提出した平成30年7月課税事業年度分の地方法人税の確定申告書に記載された基準法人税額(乙3・1枚目33欄)と同額である。

b 基準法人税額に加算される金額

727万5874円

上記金額は、前記2(1)ウ(イ)の1623万005.4円から、前記aの金額を差し引いた金額であり、平成30年7月課税事業年度の基準法人税額の増加額として加算される金額である。

(イ) 課税標準法人税額に対する地方法人税額

71万4120円

上記金額は、前記(7)の課税標準法人税額1623万0000円に、地方法人税法(平成28年3月法律第15号による改正前のもの)10条1項に規定する税率(100分の4.4)を乗じて計算した金額である。

(ロ) 納付すべき地方法人税額 71万4100円

上記金額は、前記(イ)の金額と同額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

(2) 本件地方法人税各更正処分の適法性

原告の本件各課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、それぞれ前記(1)アないしウのとおりであるところ、

これらの金額は、いずれも、本件地方法人税各更正処分における課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額(甲6ないし8・各1枚目「更正又は決定の金額」の3欄及び13欄)と同額であるから、本件地方法人税各更正処分はいずれも適法である。

4 本件各課税期間の消費税等の各更正処分(以下「本件消費税等各更正処分」という。)の根拠及び適法性

(1) 本件消費税等各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成28年7月課税期間消費税等更正処分の根拠

(7) 課税標準額 17億8972万2000円

上記金額は、原告が、平成28年9月28日に処分行政庁に対して提出した平成28年7月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成28年7月課税期間消費税等確定申告書」といい、他の課税期間の消費税等の確定申告書についても、以下同様に表記する。)に記載された課税標準額(乙4・1枚目①欄)と同額である。

(7) 課税標準額に対する消費税額

1億1259万4775円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額であり、平成28年7月課税期間消費税等確定申告書に記載された消費税額(乙4・1枚目②欄)と同額である。

a 税率4パーセント適用分 27万4280円

上記金額は、消費税法29条(平成24年法律第68号3条による改正前のもの。以下同じ。)の規定に基づき、前記(7)の金額のうち、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る課税標準額685万7000円に税率100分の4を

乗じて算出した金額であり、平成28年7月課税期間消費税等確定申告書の「付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」(以下単に「付表1」という。)に記載された金額(乙4・2枚目「税率4%適用分B」の②欄)と同額である。

b 税率6.3パーセント適用分

1億1232万0495円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額のうち、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る課税標準額685万7000円を除いた17億8286万5000円に、税率100分の6.3を乗じて算出した金額であり、平成28年7月課税期間消費税等確定申告書の付表1に記載された金額(乙4・2枚目「6.3%適用分C」の②欄)と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額

8271万7810円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額であり、消費税法30条1項の規定により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額(控除対象仕入税額)である。

なお、控除対象仕入税額の計算に当たっては、平成28年7月課税期間の課税売上高が5億円を超える(前記(ア)参照)ため、原告が平成28年7月課税期間において適用した消費税法30条2項2号所定の計算方法(以下「一括比例配分方式」という。平成28年7月課税期間消費税等確定申告書の「付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」(以下単に「付表2-(2)」という。)(乙4・3枚目)参照)により計算する。

a 税率4パーセント適用分

1754円

上記金額は、次の(b)の金額に、後記cの割合を乗じて算出した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)

4万6200円

上記金額は、平成28年7月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)(乙4・3枚目)の「税率4%適用分B」の「課税仕入れに係る支払い対価の額(税込み)」(⑧)欄に記載された金額である。

(b) 課税仕入れ等の税額の合計額

1760円

上記金額は、上記(a)の金額に105分の4を乗じて算出した金額である。

b 税率6.3パーセント適用分

8271万6056円

上記金額は、後記(g)の金額に、後記cの割合を乗じて算出した金額であり、平成26年4月1日以後の課税仕入れについての消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)

11億8494万1380円

上記金額は、平成28年7月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)(乙4・3枚目)の「税率6.3%適用分C」の「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」(⑧)欄に記載された金額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき仕入れの額

1億2224万1480円

上記金額は、原告が平成28年7月課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた^E社及び^G社に対する仕入高の合計額(税込み)であり、当該仕入高に係る取引は実態がないことから、同金額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

(c) 課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき試験研究費の額

4137万4800円

上記金額は、原告が平成28年7月課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた^F社に対する試験研究費(本件^F試験研究費)の額(税込み)であり、当該試験研究費に係る取引は実態がないことから、同金額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

(d) 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)

10億2132万5100円

上記金額は、前記(a)の金額から、前記(b)及び(c)の各金額を控除した金額である。

(e) 課税仕入れに係る消費税額

5957万7297円

上記金額は、上記(d)の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額である。

(f) 課税貨物に係る消費税額

2339万0025円

上記金額は、平成28年7月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)(乙4・3枚目)の「税率6.3%適用分C」の「課税貨物に係る消費税額」(⑫)欄に記載された金額である。

(g) 課税仕入れ等の税額の合計額

8296万7322円

上記金額は、前記(e)の金額に前記(f)の金額を加算した金額である。

c 課税売上割合

99.697150939(以下略)パーセント

上記割合は、資産の譲渡等の対価の額の合計額17億8608万5117円のうちに課税資産の譲渡等の対価の額17億8067万5975円の占める割合である。

(イ) 差引税額 2927万8700円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。後記イ(エ)及びウ(オ)において同じ。)である。

a 税率4パーセント適用分

27万2526円

上記金額は、前記(イ)aの金額から前記(ウ)aの金額を差し引いた金額である。

b 税率6.3パーセント適用分

2900万6221円

上記金額は、前記(イ)bの金額から、前記(ウ)bの金額、返還等対価に係る税額56万9913円及び貸倒れに係る税額2万8305円を差し引いた金額である。

なお、上記返還等対価に係る税額及び貸倒れに係る税額は、平成28年7月課税期間消費税等確定申告書の付表1(乙4・2枚目)の「返還等対価に係る税額(税率6.3%適用分C)」(⑤)欄及び「貸倒れに係る税額(税率6.3%適用分C)」(⑥)欄に記載された各金額と同額である。

(ウ) 既に納付の確定した本税額

1976万3300円

上記金額は、平成28年7月課税期間消費税等確定申告書(乙4・1
枚目)の「差引税額(②+③-⑦)」「(⑨)欄に記載された金額と同額であ
る。

5 (カ) 差引納付すべき消費税額 951万5400円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(オ)の金額を差し引いた金額であ
る。

(キ) 地方消費税の課税標準となる消費税額

2927万8747円

10 上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分

27万2526円

上記金額は、前記(エ)aの金額と同額であり、地方税法72条の8
2の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

15 b 税率6.3パーセント適用分

2900万6221円

上記金額は、前記(エ)bの金額と同額であり、地方税法72条の8
2の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額 789万5200円

20 上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額(ただし、地方税法20
条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた
後の金額。以下後記イ(ク)及びウ(ク)において同じ。)である。

a 税率4パーセント適用分

6万8131円

25 上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69条第1
条による改正前のもの。後記イ(ク)aにおいて同じ。)の規定に基づき、

前記(キ) a の金額に税率 100 分の 25 を乗じて算出した金額である。

b 税率 6.3 パーセント適用分

782万7075円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 (平成 24 年法律第 69 条第 2 条による改正前のもの。後記イ(ク) b 及びウ(ケ)において同じ。)の規定に基づき、前記(キ) b の金額に税率 63 分の 17 を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額

532万7500円

上記金額は、平成 28 年 7 月課税期間消費税等確定申告書(乙 4・1 枚目)の「納税額」(㊸)欄に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額

256万7700円

上記金額は、前記(ク)の金額から前記(ケ)の金額を差し引いた金額(ただし、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イ(コ)及びウ(ケ)において同じ。)である。

(カ) 納付すべき消費税等の合計額

1208万3100円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額の合計額であり、原告が平成 28 年 7 月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

イ 平成 29 年 7 月課税期間消費税等更正処分の根拠

(7) 課税標準額

20億4563万9000円

上記金額は、原告が、平成 29 年 9 月 26 日に処分行政庁に対して提出した平成 29 年 7 月課税期間消費税等確定申告書に記載された課税標準額(乙 5・1 枚目①欄)と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額

1億2873万5072円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額であり、平成29年7月課税期間消費税等確定申告書に記載された消費税額(乙5・1枚目②欄)と同額である。

a 税率4パーセント適用分

24万3800円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(7)の金額のうち、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る課税標準額609万5000円に税率100分の4を乗じて算出した金額であり、平成29年7月課税期間消費税等確定申告書の付表1に記載された金額(乙5・2枚目「税率4%適用分B」の②欄)と同額である。

b 税率6.3パーセント適用分

1億2849万1272円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(7)の金額のうち、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る課税標準額609万5000円を除いた20億3954万4000円に、税率100分の6.3を乗じて算出した金額であり、平成29年7月課税期間消費税等確定申告書の付表1に記載された金額(乙5・2枚目「6.3%適用分C」の②欄)と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額

1億0322万7026円

上記金額は、次のaの金額であり、消費税法30条1項の規定により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額(控除対象仕入税額)である。

5 なお、控除対象仕入税額の計算に当たっては、平成29年7月課税期間の課税売上高が5億円を超える(前記(7)参照)ため、原告が平成29年7月課税期間において適用した一括比例配分方式(平成29年7月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)(乙5・3枚目)参照)により計算する。

a 税率6.3パーセント適用分

1億0322万7026円

10 上記金額は、後記(h)の金額に、後記bの割合を乗じて算出した金額であり、平成26年4月1日以後の課税仕入れについての消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)

13億5689万3403円

15 上記金額は、平成29年7月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)(乙5・3枚目)の「税率6.3%適用分C」の「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」(⑧)欄に記載された金額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき仕入れの額

3779万5300円

20 上記金額は、原告が平成29年7月課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた^E社及び^G社に対する仕入高の合計額(税込み)であり、当該仕入高に係る取引は実態がないことから、同金額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

(c) 課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき試験研究費の額

25 1614万6000円

上記金額は、原告が平成29年7月課税期間の課税仕入れに係る

支払対価の額に含めていた^E社に対する試験研究費（本件^E試験費）の額（税込み）であり、当該試験研究費に係る取引は実態がないことから、同金額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

5 (d) 課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき外注費の額

888万3000円

上記金額は、原告が平成29年7月課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた^G社に対する外注費の額（税込み）であり、当該外注費に係る取引は実態がないことから、同金額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

10 (e) 課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）

12億9406万9103円

上記金額は、前記(a)の金額から、前記(b)、(c)及び(d)の各金額を控除した金額である。

15 (f) 課税仕入れに係る消費税額

7548万7364円

上記金額は、上記(e)の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額である。

(g) 課税貨物に係る消費税額

20 3260万0137円

上記金額は、平成29年7月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)(乙5・3枚目)の「税率6.3%適用分C」の「課税貨物に係る消費税額」(⑫)欄に記載された金額である。

(h) 課税仕入れ等の税額の合計額

25 1億0808万7501円

上記金額は、前記(f)の金額に前記(g)の金額を加算した金額であ

る。

b 課税売上割合

95.503203890(以下略)パーセント

上記割合は、資産の譲渡等の対価の額の合計額21億4212万7854円のうちに課税資産の譲渡等の対価の額20億4580万0732円の占める割合である。

(x) 差引税額 25,35万8400円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分

24万3800円

上記金額は、前記(i) aの金額である。

b 税率6.3パーセント適用分

2511万4672円

上記金額は、前記(i) bの金額から、前記(リ) aの金額及び返還等対価に係る税額14万9574円を差し引いた金額である。

なお、上記返還等対価に係る税額は、平成29年7月期課税期間消費税等確定申告書の付表1(乙5・2枚目)の「返還等対価に係る税額(税率6.3%適用分C)」(⑤)欄に記載された金額と同額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額

2185万8500円

上記金額は、平成29年7月課税期間消費税等確定申告書(乙5・1枚目)の「差引税額(②+③-⑦)」(⑨)欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 349万9900円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(オ)の金額を差し引いた金額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる消費税額

2535万8472円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分

24万3800円

上記金額は、前記(エ) a の金額と同額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

b 税率6.3パーセント適用分

2511万4672円

上記金額は、前記(エ) b の金額と同額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額

683万7900円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分

6万0950円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ) a の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

b 税率6.3パーセント適用分

677万6974円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ) b の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額

589万3400円

上記金額は、平成29年7月課税期間消費税等確定申告書(乙5・1枚目)の「納税額」(㊟)欄に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額

94万4500円

上記金額は、前記(ク)の金額から前記(ケ)の金額を差し引いた金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の合計額

444万4400円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額の合計額であり、原告が平成29年7月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

ウ 平成30年7月課税期間消費税等更正処分の根拠

(7) 課税標準額 19億6082万1000円

上記金額は、原告が、平成30年9月20日に処分行政庁に対して提出した平成30年7月課税期間消費税等確定申告書に記載された課税標準額(乙6・1枚目①欄)と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額

1億2353万1723円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(7)の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額であり、平成30年7月課税期間消費税等確定申告書に記載された消費税額(乙6・1枚目②欄)と同額である。

(ロ) 控除対象仕入税額

1億1346万1133円

上記金額は、後記hの金額と、後記iの金額にjの割合を乗じた金額の合計額であり、消費税法30条1項の規定により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額(控除対象仕入税額)である。

また、控除対象仕入税額の計算に当たっては、平成30年7月課税期間の課税売上高が5億円を超える(前記(7)参照)ため、原告が平成30

年7月課税期間において適用した消費税法30条2項1号所定の計算方法(平成30年7月課税期間消費税等確定申告書の「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」(以下単に「付表2」という。)(乙6・2枚目)参照)により計算する。

5
a 付表2に記載された課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)

12億3,241万2,901円

上記金額は、平成30年7月課税期間消費税等確定申告書の付表2(乙6・2枚目)の「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」(⑧)欄
10
に記載された金額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき仕入れの額

3,658万3,596円

上記金額は、原告が平成30年7月課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた^E社及び^G社に対する仕入高の合計額(税込み)であり、当該仕入高に係る取引は実態がないことから、同金額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。
15

c 課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき外注費の額

74万7,360円

上記金額は、原告が平成30年7月課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた^G社に対する外注費の額(税込み)であり、
20
当該外注費に係る取引は実態がないことから、同金額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

d 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)

11億9,508万1,945円

上記金額は、前記aの金額から、前記b及びcの各金額を控除した金額である。
25

e 課税仕入れに係る消費税額

6 9 7 1 万 3 1 1 3 円

上記金額は、上記 d の金額に 1 0 8 分の 6. 3 を乗じて算出した金額である。

f 課税貨物に係る消費税額

4 3 7 5 万 2 0 4 1 円

上記金額は、平成 3 0 年 7 月課税期間消費税等確定申告書の付表 2 (乙 6・2 枚目)の「課税貨物に係る消費税額」(⑫)欄に記載された金額である。

g 課税仕入れ等の税額の合計額

1 億 1 3 4 6 万 5 1 5 4 円

上記金額は、前記 e の金額に前記 f の金額を加算した金額である。

h 課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げにのみ要するもの

1 億 1 2 7 6 万 7 5 7 5 円

上記金額は、前記 g の金額のうち、課税売上げにのみ要するものの金額であり、前記 g の金額から後記 i の金額を差し引いた金額である。

i 課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの

6 9 万 7 5 7 9 円

上記金額は、前記 g の金額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額であり、平成 3 0 年 7 月課税期間消費税等確定申告書の付表 2 (乙 6・2 枚目)の「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」(⑰)欄に記載された金額である。

j 課税売上割合

9 9. 4 2 3 7 1 9 3 3 2 (以下略)パーセント

上記割合は、資産の譲渡等の対価の額の合計額 1 9 億 7 2 1 6 万 1 5 9 3 円のうちに課税資産の譲渡等の対価の額 1 9 億 6 0 7 9 万 6 4

07円の占める割合である。

(エ) 返還等対価に係る税額 1594円

上記金額は、平成30年7月課税期間消費税等確定申告書(乙6・1枚目)の「返還等対価に係る税額」(⑤)欄に記載された金額と同額である。

(オ) 差引税額 1006万8900円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)及び(エ)の各金額を差し引いた金額である。

(カ) 既に納付の確定した本税額 789万1300円

上記金額は、平成30年7月課税期間消費税等確定申告書(乙6・1枚目)の「差引税額(②+③-⑦)」(⑨)欄に記載された金額と同額である。

(キ) 差引納付すべき消費税額 217万7600円

上記金額は、前記(オ)の金額から前記(カ)の金額を差し引いた金額である。

(ク) 地方消費税の課税標準となる消費税額

1006万8900円

上記金額は、前記(オ)の金額と同額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ケ) 納付すべき譲渡割額 271万7000円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(ク)の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(コ) 既に納付の確定した譲渡割額 212万9300円

上記金額は、平成30年7月課税期間消費税等確定申告書(乙6・1枚目)の「納税額」(⑩)欄に記載された金額と同額である。

(サ) 差引納付すべき譲渡割額 58万7700円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ロ)の金額を差し引いた金額である。

(ウ) 納付すべき消費税等の合計額

276万5300円

上記金額は、前記(キ)の金額と前記(ク)の金額の合計額であり、原告が平成30年7月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

(2) 本件消費税等各更正処分の適法性

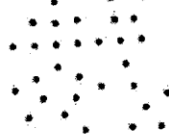
原告の本件各課税期間の消費税等に係る各課税標準額及び納付すべき消費税の額は、それぞれ前記(1)アないしウのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも、本件消費税等各更正処分における各課税標準額及び納付すべき消費税等の額(甲9ないし11・各1枚目「更正又は決定の金額」の1欄、11欄及び17欄)と同額であるから、本件消費税等各更正処分はいずれも適法である。

5 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件法人税各更正処分に伴う加算税賦課決定処分(以下「本件法人税各賦課決定処分」と総称する。)の根拠

前記2(2)のとおり、本件法人税各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が上記各更正処分により新たに納付すべき法人税額については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、通則法68条1項が規定する事実の隠蔽とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことをいい、事実の仮装とは、架空仕入・架空契約書の作成・他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいうところ、本件において、原告は、取引の事実がないにもかかわらず、^甲代表が、^E^乙社



氏、^G 社^丁 氏及び^F 社^丙 氏に原告宛での請求書、納品書及び領収書の作成を依頼して、当該請求書等に基づいて総勘定元帳に仕入高、試験研究費及び外注費として記載することにより本件各事業年度の損金の額に算入したものと認められる。原告のこれらの行為は、通則法68条1項に規定する法人税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽又は仮装する行為に該当し、原告は、その隠蔽又は仮装したところに基づき本件各事業年度に係る法人税の確定申告書を提出したものと認められることから、原告には、同項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

ア 平成28年7月期法人税賦課決定処分による加算税の額

1237万2500円

上記金額は、次の重加算税の金額である。

重加算税の額

1237万2500円

上記金額は、平成28年7月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額3535万9800円(前記2(1)ア(ウ)の金額3691万7200円と平成28年7月期の法人税確定申告書に記載された法人税額155万7400円(乙1・1枚目13欄)との差額)のうち、隠蔽又は仮装に係る税額3535万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成29年7月期法人税賦課決定処分による加算税の額

478万6500円

上記金額は、次の(イ)及び(イ)の各金額を合計した金額である。

(7) 重加算税の額

476万3500円

上記金額は、平成29年7月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額1384万8700円(前記2(1)イ(オ)の金額1733万2400円と平成29年7月期の法人税確定申告書に記載された法人税額348万3700円(乙2・1枚目13欄)との差額)のうち、隠蔽又は仮装に係る税額1361万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。なお、1万円未満の端数金額を切り捨てる前の金額は1361万1700円である。)を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 過少申告加算税の額

2万3000円

上記金額は、平成29年7月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額1384万8700円(前記2(1)イ(オ)の金額1733万2400円と平成29年7月期の法人税確定申告書に記載された法人税額348万3700円(乙2・1枚目13欄)との差額)から、隠蔽又は仮装に係る税額1361万1700円を差し引いた後の金額である23万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成30年7月期法人税賦課決定処分による加算税の額

254万4500円

上記金額は、次の重加算税の金額である。

重加算税の額

254万4500円

上記金額は、平成30年7月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額727万5800円(前記2(1)ウ(オ)の金額1622万7700円と平成30年7月期の法人税確定申告書に記載された法人

税額8.95万1900円(乙3・1枚目14欄)との差額)のうち、隠蔽又は仮装に係る税額727万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 本件法人税各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件法人税各賦課決定処分に係る各加算税の額は、それぞれ前記(1)アないしウのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件法人税各賦課決定処分における各加算税の額(甲3ないし5・各1枚目「賦課した加算税の額の計算明細」の「賦課決定額」の「加算税の額」欄)と同額であるから、本件法人税各賦課決定処分はいずれも適法である。

6 本件地方法人税各更正処分に伴う加算税賦課決定処分(以下「本件地方法人税各賦課決定処分」と総称する。)の根拠及び適法性

(1) 本件地方法人税各賦課決定処分の根拠

前記3(2)のとおり、本件地方法人税各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が上記各更正処分により新たに納付すべき地方法人税額については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、前記5(1)で述べたとおり、本件において、原告は、取引の事実がないにもかかわらず、^甲代表が、^E社^乙氏、^G社^丁氏及び^F社^丙氏に原告宛ての請求書、納品書及び領収書の作成を依頼して、当該請求書等に基づいて総勘定元帳に仕入高、試験研究費及び外注費として記載することにより本件各事業年度の損金の額に算入したものと認められるところ、原告のこれらの行為は、通則法68条1項に規定する地方法人税の課

税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽又は
仮装する行為に該当し、原告は、その隠蔽又は仮装したところに基づき本件
各課税事業年度に係る地方法人税の確定申告書を提出したものと認められる
ことから、原告には、同項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基
礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に
100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課される
こととなる。

ア 平成28年7月課税事業年度地方法人税賦課決定処分による加算税の額
54万2500円

上記金額は、次の重加算税の金額である。

重加算税の額 54万2500円

上記金額は、平成28年7月課税事業年度地方法人税更正処分により原告
が新たに納付すべきこととなる税額155万5800円(前記3(1)ア
(ウ)の金額162万4300円と平成28年7月課税事業年度の地方法人
税確定申告書に記載された地方法人税額6万8500円(乙1・1枚目4
0欄)との差額)のうち、隠蔽又は仮装に係る税額155万円(ただし、通
則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の
金額)を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の
35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成29年7月課税事業年度地方法人税賦課決定処分による加算税の額
20万6500円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額を合計した金額である。

(ア) 重加算税の額 20万6500円

上記金額は、平成29年7月課税事業年度地方法人税更正処分により
原告が新たに納付すべきこととなる税額60万9400円(前記3(1)イ
(ウ)の金額76万2600円と平成29年7月課税事業年度の地方法人

税確定申告書に記載された地方法人税額15万3200円(乙2・1枚目40欄)との差額)のうち、隠蔽又は仮装に係る税額59万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。なお、1万円未満の端数金額を切り捨てる前の金額は59万9400円である。)を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 過少申告加算税の額 0円

上記金額は、平成29年7月課税事業年度地方法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額60万9400円(前記3(1)イ(ウ)の金額76万2600円と平成29年7月課税事業年度の地方法人税確定申告書に記載された法人税額15万3200円(乙2・1枚目40欄)との差額)から、隠蔽又は仮装に係る税額59万9400円を差し引いた後の金額である1万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額(ただし、通則法119条4項に基づき5000円未満の金額を切り捨てた後のもの)である。

ウ 平成30年7月課税事業年度地方法人税賦課決定処分による加算税の額
11万2000円

上記金額は、次の重加算税の金額である。

重加算税の額 11万2000円

上記金額は、平成30年7月課税事業年度地方法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額32万0200円(前記3(1)ウ(ウ)の金額71万4100円と平成30年7月課税事業年度の地方法人税確定申告書に記載された地方法人税額39万3900円(乙3・1枚目42欄)との差額)のうち、隠蔽又は仮装に係る税額32万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)を

基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 本件地方法人税各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件地方法人税各賦課決定処分に係る各加算税の額は、それぞれ前記(1)アないしウのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件地方法人税各賦課決定処分における各加算税の額(甲6ないし8・各1枚目「賦課した加算税の額の計算明細」の「賦課決定額」の「加算税の額」欄)と同額であるから、本件地方法人税各賦課決定処分はいずれも適法である。

7 本件消費税等各更正処分に伴う加算税賦課決定処分(以下「本件消費税等各賦課決定処分」と総称する。)の根拠及び適法性

(1) 本件消費税等各賦課決定処分の根拠

前記4(2)のとおり、本件消費税等各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が上記各更正処分により新たに納付すべき消費税等の額については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、前記5(1)で述べたとおり、本件において、原告は、取引の事実がないにもかかわらず、^甲代表が、^E社^乙氏、^G社^丁氏及び^F社^丙氏に原告宛ての請求書、納品書及び領収書の作成を依頼して、当該請求書等に基づいて総勘定元帳に仕入高、試験研究費及び外注費として記載することにより本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に算入したものと認められるところ、原告のこれらの行為は、通則法68条1項に規定する消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽又は仮装する行為に該当し、原告は、その隠蔽又は仮装したところに基づき本件各課税期間に係る消費税等確定申告書を提出したものと

認められることから、原告には、同項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

ア 平成28年7月課税期間消費税等賦課決定処分による加算税の額

422万8000円

上記金額は、次の重加算税の金額である。

重加算税の額

422万8000円

上記金額は、平成28年7月課税期間消費税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額1208万3100円(前記4(1)ア(㊦))のうち、隠蔽又は仮装に係る税額1208万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成29年7月課税期間消費税等賦課決定処分による加算税の額

155万4000円

上記金額は、次の重加算税の金額である。

重加算税の額

155万4000円

上記金額は、平成29年7月課税期間消費税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額444万4400円(前記4(1)イ(㊦))のうち、隠蔽又は仮装に係る税額444万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成30年7月課税期間消費税等賦課決定処分による加算税の額

96万6000円

上記金額は、次の重加算税の金額である。

重加算税の額 9.6万6000円

上記金額は、平成30年7月課税期間消費税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額276万5300円(前記4(1)ウ(シ))のうち、隠蔽又は仮装に係る税額276万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 本件消費税等各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件消費税等各賦課決定処分に係る各加算税の額は、それぞれ前記(1)アないしウのとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件消費税等各賦課決定処分における各加算税の額(甲9ないし11・各1枚目「賦課した加算税の額の計算明細」の「賦課決定額」の「加算税の額」欄)と同額であるから、本件消費税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

別表 1－1～3－2 省略